

山梨県4・5歳児等教育推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、児童一人ひとりに向き合ったきめ細かで質の高い保育・教育を推進するため、4・5歳児等教育推進事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象)

第2条 この補助金の交付対象となる4・5歳児等教育推進事業は、私立幼稚園（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第11条に規定する施設型給付を受ける私立幼稚園を除く。以下「幼稚園」という。）の設置者が行う、3歳児、4歳児及び5歳児を担当する幼稚園教諭を学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）及び幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）に規定する配置基準を超えて配置する事業とする。

(補助対象経費及び補助基準額等)

第3条 この補助金の補助対象経費及び補助基準額等は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする幼稚園の設置者（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、書類を審査の上、交付すべきものと認めるときは速やかに交付の決定を行い、様式第2号による補助金交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。

2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じて条件を付することができるものとする。

(補助金の交付の条件)

第6条 補助金交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交

付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りでない。

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

（実績報告）

第7条 補助事業者は、当該事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第4号）に必要関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第8条 知事は、前条の報告を受けた場合には、実績報告書その他の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第6条第1項第1号の規定による承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第5号による補助金額の確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこの期限により難しい場合には、補助事業者の申請に基づき、補助金の額の確定の通知の日から90日以内で知事が別に定める日以内とすることができる。
- 4 前項の場合において、返還期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の交付方法）

第9条 知事は、必要があると認める場合には、補助事業者に対し、概算払により交付することができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

（交付決定の取消等）

第10条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- (1) 規則その他の法令又は本要綱に基づく知事の処分又は指示に違反した場合
 - (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為をした場合
 - (4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していた場合
- 2 知事は、前項の規定により交付の決定の取消又は変更を行ったときは、速やかに様式第7号により補助事業者へ通知するものとする。
- 3 知事は、第1項の規定により交付の決定の取消を行った場合は、補助事業者に対し、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 4 知事は、第1項第1号から第3号までの理由により交付の決定を取り消し、前項による補助金の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。
- 5 前項の場合において、返還期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(書類の保管)

第11条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

附 則

この要綱は、令和5年7月14日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

この要綱は、令和7年6月10日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

種 別	補助対象経費及び補助基準額	補助率	算出方法
第2条に規定する事業	<p>3歳児、4歳児又は5歳児クラスの園児数が26人以上の幼稚園が、当該3歳児、4歳児又は5歳児クラスに配置する幼稚園教諭を児童25人に対し1人以上配置するために要する雇い上げの経費</p> <p>補助基準額：対象児童1人月額2,600円</p>	10/10	補助基準額 ×各月初日現在の対象児童数の合計